



後期高齢者医療制度 加入者のみなさまへ

町民生活課

①後期高齢者医療制度について

国においては、多くの国民の方々のご意見を踏まえ、後期高齢者医療制度は、平成25年3月をもつて廃止し、4月から新たな医療制度へ移行するとし、高齢者、関係団体、有識者の方々で構成される「高齢者医療制度改革会議」において、具体的な検討を進めていきます。

②青森県後期高齢者医療保険料について

青森県後期高齢者医療広域連合では、現行制度が廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱を感じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加を抑制すると

③後期高齢者医療保険料の求め方について

保険料（上限50万円）＝均等割額
〔被保険者が納める額〕（4万514円）
4円 + 所得割額〔所得〕応じて納める額（〔前年の総所得金額等〕－33万円）×7.41%

④後期高齢者医療保険料の軽減措置について

平成22年度の保険料の軽減措置については、平成21年度と同様に、以下のとおり継続となります。

⑤保健事業（健康診査）の実施について

被保険者の健康の保持増進のため、事業実施主体を広域連合として、市町村に委託して健康診査事業を実施しています。自己負担はありませんので、受診を希望される方は、町民生活課国保介護班（内線143・144）までお問い合わせください。

⑥保険料の納め忘れ等について

青森県後期高齢者医療広域連合では、現行制度が廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱を感じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加を抑制すると

○保険料率改定後 均等割額 4万514円 所得割率 7.41%

結果として、平成22年度・23年度の後期高齢者医療保険料率は、平成20年度・21年度と同様となっています。

ともに、サービス水準の維持・充実を第一義とし、平成22年度・23年度の後期高齢者医療保険料率を次とのおり定めました。

☆被用者保険の被扶養者であった方に 対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前までセフリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方は、均等割額が9割軽減され、所得割額のご負担はありません。

☆所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、総所得額等から基礎控除額33万円を差引いた後の所得が58万円以下（年金収入で153万円から211万円まで）の方は、所得割額を5割軽減します。

福祉タクシー利用券の交付について

町民生活課

町では、平成22年度鶴田町福祉タクシー利用券を左記の日程で交付します。交付対象者で希望される方は、役場窓口まで申請にお越しください。

◆交付対象者 身体障害者手帳「一級」または愛護手帳「A」に該当する方

◆交付場所 町民生活課 健康長寿班 (町民生活課④番窓口)

◆交付期間および受付時間
3月23日（火）～26日（金）午前8時30分～午後5時（正午か

◆交付対象者 身体障害者手帳「一級」または愛護手帳「A」に該当する方

◆交付場所 町民生活課 健康長寿班 (町民生活課④番窓口)

◆交付期間および受付時間
3月23日（火）～26日（金）午前8時30分～午後5時（正午か

更新時講習会場の変更について ～五所川原警察署～

平成22年6月1日から平成22年12月末まで五所川原警察署の改修工事が予定されており、この期間の自動車運転免許証更新時講習会場が金木分庁舎になります。
更新連絡書（はがき）にも会場の変更が記載されますが、ご注意ください。

ら午後1時までは除く)

◆持参する物

認印、身体障害者手帳または愛

護手帳

◆問い合わせ先

市民生活課 健康長寿班
(内線136)

みどり第3住宅団地 宅地分譲募集

建設整備課

◆募集中地および区画数等

▽種別／分譲宅地▽団地名／み
どり第三住宅団地▽区画数／20

(特別分譲5・一般分譲15)

▽土地面積 28.9m² (87.6
坪) ~ 40.9m² (123.9坪)

▽土地価格 40.6万円~615
万円

◆申し込み受付

受付時間 午前8時30分~午後
5時(土、日、祝祭日および12
月29日~1月3日までは休み。)

※区画は先着順で決定

◆問い合わせ先

建設整備課 土木班

(内線287)

また青森県住宅供給公社住宅

部住宅企画課

TEL 017(723)1627

◆現地相談会

▽日時／平成22年4月24日(土)
午前10時~午後4時

▽場所／みどり第三住宅団地内
(現地テント)

◆分譲のご案内
(①特別価格宅地分譲制度)

分譲宅地の区画数を限定し、分譲価
格の20%割り引いて販売します。

②新築住宅一般公開宅地分譲制度

新築住宅完成後、3日間一般公開し
ていただける場合は、分譲価格5%

の額を割り引きします。ただし、所
有権が移転した日から1年以内に公
開していただくことが条件になります。

◆複数区画宅地分譲制度

分譲宅地を2区画以上契約された場
合および公社が定めた団地の分譲宅
地を以前購入した方が新たに購入す
る場合は、分譲価格の10%以上の額
を割り引きします。

※詳しくは問い合わせ先までご連絡
ください。

支別給付金 特別支給金 慰め金 ます

市民生活課

戦没者等の死亡当時のご遺族
で、平成17年4月1日から平成21
年3月31日の間において公務扶助
料や遺族年金等を受ける方がいな
い場合、第9回特別弔慰金として
額面24万円、6年償還の記名国債
が支給されます。該当する方は
請求手続きが必要です。

※対象となるご遺族は、次の順番
による先順位のご遺族お一人です。
1、平成21年4月1日までに援護
法による弔慰金の受給権を
取得している方
2、戦没者の子
3、戦没者等と生計関係を有して
おり、かつ平成21年4月1
日において戦没者と氏が同
じである①父母、②孫、
③孫の妻

4、祖父母、④兄弟姉妹
⑤右記3以外の①父母、②孫、
③祖父母、④兄弟姉妹
5、右記1から4以外のご遺族で
戦没者等と死亡時まで引き
続1年以上生計関係を有
していた3親等内の親族

◆印鑑等届出書
①用紙は要件欄に備えて
います。

②現況申立書
③請求同意書又は請求同意書提出
できない旨の申立書(同順位者が
持ちください)

④請求期限
平成24年4月2日

◆請求・問い合わせ先
市民生活課 健康長寿班
(内線136)

◆戸籍類
請求者の戸籍抄本・戦没者等の死
亡並時ににおける戦没者等と請求者
との続柄を証する戸籍等

⑤戸籍類
請求者の戸籍抄本・戦没者等の死
亡並時ににおける戦没者等と請求者
との続柄を証する戸籍等

【7か月児健康相談】

- ・月 日 4月15日(木)
- ・受 付 午前9時20分~9時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成21年8月生
- ・内 容 育児健康相談・離乳食の作
り方実演・試食(食事用の
エプロン、おしおり等をあ
持ちください)

【3歳児健康診査】(3歳6~9か月児)

- ・月 日 4月28日(水)
- ・受 付 正午~12時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成18年8、9月生
- ・内 容 小児科・歯科診察
検尿・聴覚検査・視力検査
発達・育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにあ
持ちください。また、風邪などの病気
のあるお子さんは次回の健診を受けら
れますので、事前に保健師まで連絡し
てください。

◆問い合わせ先

市民生活課 健康長寿班(内線135)

夕ぐれ窓口

4月の夕ぐれ窓口を次のとおり市民生活
課窓口で開設します。

■開設期日 4月2日(金)、4月16日(金)
■開設時間 午後5時~6時

閉院後に戸籍抄本・謄本(午後5時まで
に電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、
住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、
要望のある方は、どうぞお気軽にいでく
ださい。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話
で受けています。秘密は厳守され
ますので、お気軽にご利用ください。

□相談先

教育委員会(内線210・250)

■相談日時

月~金曜日 午前8時30分~午後
4時30分(土・日曜日、祝祭日、
年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、市民の皆さん行政に対する意
見や要望、また日ごろ生活する上の困
り事など、さまざまな内容の相談を受けるた
めの行政相談と人権相談を行っています。
4月の相談日は次のとおりです。秘密は厳
守されますので、お気軽にいでください。

■日 時 4月12日(月)

午前10時~午後3時

■場 所 国際交流会館 1階102研修室